

# 静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成23年12月7日(水) 午前10時～午後零時

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

五十嵐仁，海野フミ子，糟屋江美子，田中実，中西丈治，西子好之，森則夫，山本雅昭(以上学識経験者)，黒柳安生，望月正人(以上弁護士)，大橋玲子(以上検事)，竹花俊徳，生島恭子(以上裁判官)

(事務担当者)

田島克彦(事務局長)，古賀正弘(首席家庭裁判所調査官)，吉山博仁(家事首席書記官兼少年首席書記官)，武見敬太郎(裁判官)，浅野桂子(次席家庭裁判所調査官)，萩原勝則(訟廷管理官)

(庶務)

宮澤康弘(総務課長)，笠原慎吾(総務課課長補佐)

4 議事内容等

(1) 委員長の互選

委員の互選により，委員長に西子好之委員を選任した。

(2) 委員長代理の指名

委員長は，竹花俊徳委員を委員長代理に指名した。

(3) 意見交換テーマ「少年事件における少年・保護者に対する教育的働きかけ」について

今回の意見交換テーマである「少年事件における少年・保護者に対する教育的働きかけ」について，浅野次席家裁調査官から，家庭裁判所で行わ

れている教育的働きかけの概要等について、武見裁判官から、少年審判における少年・保護者に対する教育的働きかけの目的・位置づけ等についてそれぞれ説明がされた。

説明後、委員から次のような意見等が述べられた。

(○印：委員発言 ◇事務担当者)

- 家庭裁判所において教育的働きかけをしているとのことであるが、どのような事件について働きかけをしているのか。
- ◇ 全事件についてしているものであるが、特に少年の身柄が拘束されていない比較的軽い事件で保護処分をしない事件については特別の教育的措置をしている。
- 保護者が子どもに与える影響は非常に大きい。保護者に対する教育的働きかけは、どのようにしているのか。
- ◇ 調査、面接の場面では、子供、保護者から個別に話を聞き、保護者に対し、どういうことであれば子どもと一緒にできそうかなどと聞いて、関わり方についてアドバイスなどしている。また、保護者自身が自分を支えてくれるような言葉をかけてもらう必要のある人が多いので、保護者に対して、もう一踏ん張り頑張ろうと思うことができるような意識付けをするなどしている。保護者だけを集め、親同士で心情を話し合ってもらったり、少年の再出発について語り合わせる機会を設けるなどしている。また、保護者と子どもに同じ作業をさせたりということもしている。
- 家庭や学校などの現場へ行くことはできているのか。
- ◇ これは見ておいた方がいいと判断される事件については、家庭訪問、学校訪問等をしている。
- もっと調査官の数が多ければ、現場への訪問もたくさんできるのではないか。
- 少年事件の件数が大きく減っているとの説明があったが、体感治安はむ

しる悪化している感じで、感覚と実際の件数とが乖離している。

- 体感治安と実際の件数が乖離しているのは、事件の質もあるかもしれないが、世の中の関心の持ち方が違ってきているのではないか。
- どの段階で教育的働きかけをするのか。非行の有無は、審判の結果によって初めてはっきりするのではないか。非行があるかないかわからない段階で教育的働きかけをすることはデリケートな問題を含んでいるのではないか。
- ◇ 非行の有無を判断する少年審判の司法的な機能については十分配慮している。審判前に教育的働きかけをするのは、非行事実の存在に争いがなく、証拠上も十分な心証が取れている事件ということになる。
- 審判が終わった後に、教育的働きかけを行った方がよいのではないか。
- ◇ それは、裁判所でなくて、執行機関の役割ということになるが、それら関係機関との連携が大事であるので、いろいろ配慮している。

(4) 次回開催日等について

平成24年2月21日午後3時

以 上